

東白川村国土強靱化地域計画作成にあたって

I 国土強靱化とは

1. 国土強靱化の理念

わが国では、度重なる大規模自然災害により、その都度多くの尊い人命・財産を失ってきました。本村においても、昭和43年8.17豪雨、平成22年7.15豪雨など、風水害、土砂災害などの自然災害によって甚大な被害を受け、長期に亘り復旧・復興を繰り返し、平成23年東日本大震災では、観測史上最大のマグニチュード9の巨大地震と大津波により、18,000人を超える死者・行方不明者に加え、震災関連死が3,600人を超えました。

その後の復旧・復興も長期化しており、これまでの事後対策から、社会経済の持続、被害の最小化、迅速な復旧復興を図る事前防災の重要性が教訓となりました。

このような状況を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。

国土強靱化とは、大規模自然災害に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- 村民の生命の保護が最大限に図られること
- 村の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進するものです。

※市町村国土強靱化計画の策定は義務ではありませんが、この計画に位置づけられた施策（事業）を推進するにあたって、交付金・補助金を活用する場合は、更に配分にあたり「一定程度配慮（いわゆる優先配分）」されることとなっています。

2. 計画の性格

この計画は強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものです。

より詳細な事業・施策は、村総合計画と整合性を図りながら本計画に示した推進方針を踏まえ、毎年の予算編成を通じて具体化していきます。

3. 計画期間

本計画が対象とする期間は令和3年度（2,021）年度から令和7年度（2,025）年度までの5年間とします。

4. 防災との違い

「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点で共通しますが、以下のような違いがあります。

- 「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」を取りまとめるものです。したがって、例えば、防災基本計画では、「各災害に共通する対策編」を設けつつ、「一般対策編」「地震対策編」など、リスクごとに計画が立てられています。
- 一方、国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではありません。それは、①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんな事が起ころうも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行動機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものです。そのため、基本計画では、事前に備えるべき目標として、以下の8つを想定しています。

- i 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ii 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速におこなわれる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- iii 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- iv 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- v 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- vi 大規模自然災害であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス・上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- vii 制御不能な二次災害を発生させない
- viii 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

つまり、基本目標に掲げた人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模災害等を想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチです。

国土強靱化は、そうした最悪の事態を起こさない、（重要な機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能とする）強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開していこうとするものです。

そして、そうした強靱化の取組の方向性・内容をとりまとめるのが、強靱化の計画です。

Ⅱ 強靱化を推進する3つの主なメリット

メリット1 被害の縮小

災害発生時の被害を小さくすることは、強靱化の取組の主たる目標であり効果的

○発災前における（＝平常時）の施策を主たる対象に、防災の範囲を超えた総合的な対策を内容とす

る地域計画を策定し、当該計画に基づく取組を通して地域が強靱化されれば、大規模災害が起こっても、被害の大きさそれ自体を、小さくできる。

効果の例

- ・防災人材の育成が進んだ・防災士が増加した・自主防災組織との連携が強化した
- ・民間企業との連携促進に繋がった

メリット2 施策（事業）のスムーズな進捗

地域計画の策定、進捗を管理することによって、庁内の意識の共有や推進力の出現などにより、各種の施策（事業）のスムーズな進捗が期待できます。

○法定計画である地域計画を策定し、施策（事業）の優先順位を「対外的」に明らかにすることで、国土強靱化に係る各種の施策（事業）がより効果的スムーズに進捗することが期待できる。

○関係府省庁においては、『国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する各省庁の支援について』を決定し、地域計画に基づく取組に対して関係府省庁所管の交付金・補助金による支援を活用できます。

交付金・補助金活用事例

- ・学校施設環境改善交付金・・・校舎、体育館等の老朽化対策
- ・無線システム普及支援事業費等補助金・・・無料 wi-fi 拡大整備
- ・農村地域防災減災事業・・・農業用排水施設の溢水被害防止対策 など

メリット3 地域の持続的な成長

強靱化の推進により地域の災害対応力が高まることにより、住民や民間事業者の地域に対する安心・安全間の高まりも期待できるため、強靱化で地域を成長させることができます。

Ⅲ 他の計画との関係

（1）総合計画等との関係

地域計画と行政全般に関わる既存の総合的な企画（総合計画等）はともに指針性を有する点で共通するため、その位置づけについてはあらかじめ整理しておく必要があります。

①地域計画指針性と総合計画等の整合

- ・総合計画等や関連する他の計画を有している場合には、これも十分に踏まえて地域計画を策定する。
- ・どのような位置づけであっても、地域計画は、国土強靱化に係る指針性を有することに留意する。

②総合計画等との同時策定や一体的な策定

総合計画等と地域計画は、どちらも指針性を有し、分野ごとの施策を示し、施策の進捗を管理していくなど親和性があることから、同時に策定、又は一体的に策定することで、以下のようなメリットが考えられます。

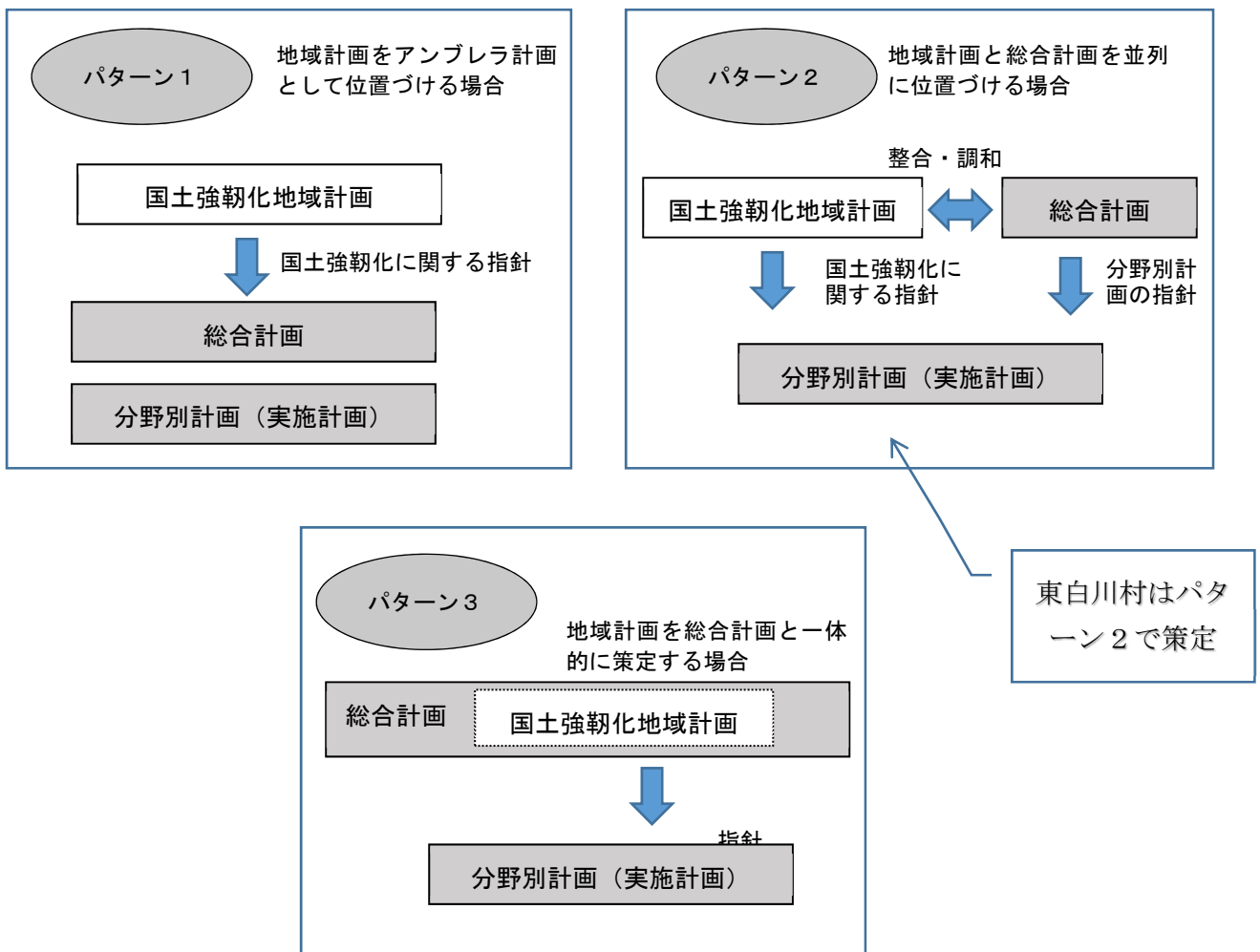
- ・共通の指針性を持たせることができる

同じ地域において指針性を持つ両計画を、同じ方向を向くように策定できる

・進捗管理（KPI の確認）が同時にできる

施策の進捗管理やKPI の管理も、総合計画等と同時に行うと効率的・効果的である

○総合計画等との具体的な策定例



(2) 地域防災計画との関係

地域計画は、国土強靱化に係る指針性を有することから、国土強靱化に関しては、災害対策基本法に基づく地域防災計画に対しても指針となります。従って、地位計画の策定後は、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行う必要があります。

IV 国土強靱化地域計画の組み立て

STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

- ①基本目標の設置
- ②事前に備えるべき目標の設定
- ③計画期間の設定



STEP2 リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定

- ①自然災害の設定
- ②リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定
- ③施策分野の設定



STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

- ①マトリクスの作成（既にある施策の整理）
- ②脆弱性の分析・評価、課題の検討



STEP4 リスクへの対応方策の検討

- ①具体的な施策を明記



STEP5 対応方策について重点化・優先順位付け・KPI の設定